

税 務 と 経 営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
 新大阪NKビル601号
 TEL (06) 6885-3990
 FAX (06) 6885-3991
 URL <http://www.ep-support.com/>
 E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

1字違い

マナー講師松澤萬紀著「1秒で「気がきく人」がうまくいく」ダイヤモンド社刊の1節。1字の違いが人生を変える。「コーヒー、紅茶など、お飲み物はいかがですか?」とすすめた時に、「コーヒーでいいです」と「コーヒーがいいです」では、明らかに後者の方が能動的で、相手の気持ちに寄り添っている。タクシーのドライバーも「〇〇までお願いします」という客に、「〇〇ですか?」というと非難されていると受け取る客もいるが、「〇〇ですね」と断定的に復唱するだけで違ってくる。航空会社の機内アナウンスでも、「本日は、ご搭乗をいただき」に、何度も搭乗している客からクレームがつき、「本日も」に、変更された。

ヒント

税 務 ミニガイド

国税庁によると、平成30年10月1日現在、日本では71の二国間租税条約等が発効しており、全てに情報交換設定が設けられています。多国間の枠組みとして税務行政執行共助条約が発効している国は90か国で、合わせると日本の情報交換ネットワークは126か国・地域をカバーしています。



桜と菜の花(福島)

鎌形 久/オアシス

原稿料・講演料等の源泉徴収

□源泉徴収制度

個人に対して、国内において源泉徴収の対象となる報酬・料金等の支払をする者は、その報酬・料金等を支払う際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収して、税務署に納付する必要があります。

ただし、報酬・料金等の支払者が個人であって、給与等の支払者でないときは、源泉徴収の義務はありません。

ここでは、この報酬・料金等に対する源泉徴収のうち、原稿料や講演料などを支払う際の源泉徴収について確認していきましょう。

□源泉徴収の対象となる原稿料・講演料等

源泉徴収の対象となるかどうかは、その名称ではなく、その実態で判断することになります。

したがって、謝金や取材費、調査費や車代などの名目で支払をする場合であっても、その実態が原稿料や講演料と同じであれば、源泉徴収の対象になります。

なお、試験問題の出題料や答案の採点料などは、原稿料には含まれませんので、源泉徴収は不要です。

□旅費・宿泊費等の取扱い

講演の際の旅費や宿泊費などの支払についても、原則的には報酬・料金等に含まれ、源泉徴収の対象となります。

ただし、通常必要な範囲の金額で、報酬・料金等の支払者が、直接ホテルや旅行会社等に支払った場合には、報酬・料金等を含めなくてもよいことになっています。

□賞金や投稿謝金

懸賞応募作品などの入選者に対する賞金や新聞、雑誌などの投稿欄への投稿の謝金などについても、原則として原稿料に含まれ源泉徴収の対象となりますが、一人に対して支払う賞金や謝金の金額が、1回5万円以下であれば、源泉徴収をしなくてもよいことになっています。

□源泉徴収税額



- ベートーヴェンの「交響曲第五番」を「運命」と呼んでいるのは日本だけ。正式には「交響曲第五番ハ短調」といい、欧米では単に「交響曲第五番」と呼んでいる。ただ、ベートーヴェンが「運命はかく扉をたたく」と解説しているので、その意図には沿っている。ちなみに、ベートーヴェンがタイトルを付けたのは、第三番「英雄」と第六番「田園」だけ。



源泉徴収すべき所得税額及び復興特別所得税の額は、次のとおりです。

- ①一人に対して支払う額が1回100万円以下である場合には、支払額の10.21%
- ②一人に対して支払う額が1回100万円を超える場合には、100万円までの部分の10.21%（102,100円）に100万円を超える部分の金額の20.42%を加算した金額

たとえば、一人に対して1回に支払う額が160万円の場合には、 $102,100円 + (160万円 - 100万円) \times 20.42\% = 224,620円$ となります。

□消費税等の取扱い

報酬・料金等の額の中に消費税等（消費税及び地方消費税）の額が含まれている場合には、原則として、消費税等の額を含めた金額を源泉徴収の対象とすることになります。

ただし、請求書等において報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、消費税等の額を含めない報酬・料金等の額を源泉徴収の対象とする金額としてよいこととされています。

□源泉徴収税額の納付

原稿料や講演料などから源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の額は、支払った月の翌月10日までに納付する必要があります。

—平成29事務年度— 法人税等の調査事績概要

国税庁は昨年12月に平成29年7月から30年6月までの法人税等の調査事績を公表しました。

1. 概要 調査件数としては、25年1月の国税通則法改正により税務調査手続きが法定化されて、実地調査件数が大幅に減少して以来最多となった前事務年度を若干上回りました。このうち、法人税の非違があった法人は7万3千件で、その申告漏れ所得金額は、9,996億円、追徴税額は1,948億円となっています。

2. 実調率等 ①実調率は前年度と同様32%で、税務署所管法人が3.1%、調査課法人が10.2%となっています。調査1件当たりの所要日数は11.3日で前事務年度の平均11.1日からわずか0.2日延びました。国税庁は従前同様に「消費税還付申告法人」「無申告法人」「海外取引法人」を中心に調査を実施しています。

3. 法人消費税の調査事績概要 同事務年度の法人消費税の実地調査件数は前年度比0.9%増の9万4千件でした。このうち消費税の非違があった法人は、前年比0.6%増の5万5千件、その追徴税額は4.7%減の748億円となっています。

4. 源泉所得税等の調査事績概要 同事務年度では、前年度比0.1%増の11万6千件の源泉徴収義務者について実地調査がなされ、非違件数等は1%増の3万6千件、その追徴税額は8.3%増の304億円となっています。特に海外取引等案件では78億円の追徴課税となっています。

5. 不正発見割合の高い業種等 この業種目のワースト3は前年と同順位で1位が不正発見割合66.4%のバー・クラブ、2位が同48.1%の外国料理、3位が同41.8%の大衆酒場・小料理となっています。注目すべきはパチンコ業で、不正1件当たりの不正所得金額の大きな業種2位で4929万円、不正発見割合でも29.2%で、この部門でも7位にランクインしています。どちらでも長く常連となっています。

ナマの税務相談室

Q 被相続人甲が7年前から入院し、寝たきりのまま退院することなく亡くなりました。相続人は娘の乙のみです。入院前の

甲は乙とその夫丙と同居していました。甲の7年間の入院費用については乙が4百万円、丙が6百万円支出致しました。それらの入院費用に関して乙及び丙への返済を必要とする甲の借入金若しくは立替金として取扱い、相続税の計算上債務として課税価格から控除することが出来ますか。

A 相続税の債務控除に該当する場合と該当しない場合があると思います。

債務に該当する場合、病院に対して入院の承諾や入院費用を負担するのは通常患者本人であると考えるのが常識です。従って、本来入院費用を支払うべきなのは甲自身です。そうすると、乙、丙の立替払いが法律上認められる場合には、甲に対して支払っ

親の入院費用と 債務控除

た入院費用相当額の償還を請求できることとなります。この立替払いが法律上認められる場合には二つのケースがあります。それらの場

合には乙、丙による入院費用の支払いの事実を具体的に立証する必要があります。次に、甲が事前に乙、丙に立替払いを委託しているケースと委託がないケースです。

委託している場合は当然償還請求ができますし、委託していない場合でも立替払いという事務を処理していた事実は民法上事務管理として認められます。

さて、債務に該当しない場合もあります。娘の乙は扶養義務として経済的に援助する義務がある場合があるからです。丙の場合は扶養義務の履行と考えるのは無理があると考えます。ただ、今回のケースは、甲は自己居住の不動産以外に現預金が少なく、立替払いが必要だったものと思われます。

空き家控除をめぐる 相続分割時・譲渡時の配慮

放置された空き家による周辺の生活環境への悪影響が社会問題になり、平成27年度の税制改正で、固定資産税・都市計画税の重課措置が実施され、次いで未然防止策として、譲渡所得からの3,000万円特別控除という特例が平成28年の税制改正で創設されました。

居住用財産の譲渡の3,000万円控除の規定の条文の中に、みなし居住用財産譲渡として規定されたので、同じように、譲渡者一人当たり3,000万円であり、何人かの共有で相続の場合には、3,000万円に共有者の数を乗じた額が控除額の限度額となります。遺産分割に際しては、共有という選択肢が有利になるわけです。

なお、居住用3,000万円控除と異なり、被相続人居住用家屋とその敷地等の両方を相続等取得した者だけが適用対象で、被相続人居住用家屋のみ又はその敷地等のみを取得した者は適用対象外となるとの解釈が通達で示されています。取得費加算との重複適用排除も異なるところです。

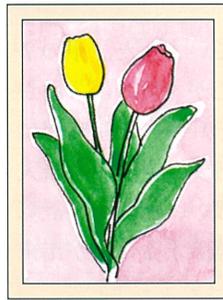
また、居住用3,000万円控除と空き家控除が同一年の譲渡としてバッティングしてしまった場合には、合わせて3,000万円しか控除できません。両適用間での前年・前々年適用の場合の排除規定は除外されていますので譲渡年をズラす調整は容易かと思われます。

空き家特例は、年を跨いで何回かの譲渡の都度に適

用することは認められず、一度きりの適用です。それで、部分的な譲渡をせざるを得ない時は空き家特例は適用せず、中心的な譲渡の年において空き家特例を適用するとの選択は可能です。しかし、空き家特例には譲渡価額を1億円以下に限定するとの要件があり、その制限価格要件の判定には、前々年及び翌々年における空き家特例を使わない部分譲渡（除く収用等）をしていた時の部分譲渡額も含めて判定することになっています。

同じく1億円以下という価格制限のある居住用財産の買換特例では、譲渡資産が共有である場合は各所有者ごとの譲渡対価により判定する、と通達で解釈を示していますが、空き家特例では、共有者の譲渡対価は、1億円判定額に含める部分譲渡額と同じ扱いになる、との解釈を通達で示しています。

桜咲く。春爛漫。新年度のスタートです。
 今年は新天皇の即位に伴って4月27日から5月6日まで10連休となりました。
 古来、四季を代表する景物は、春の花、夏の時鳥、秋の月、冬の雪だそうです。「花さくや朝めしおそき小商人 乙二」
 改正税法の施行は原則4月です。今年には10月に消費税も変わります。
 5日清明、20日穀雨。



発明はすべて、
 苦しまぎれの知恵だ。
 アイデアは苦しんでいる人のみに
 与えられている特典である。

(本田宗一郎)

4月の税務メモ

(国税)

- 3月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告

10日

15日
5月7日

々々
(地方条例による)

(地方税)

- 3月分個人住民税特別徴収分の納付
- 給与支払報告に係る異動の届出
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告
- 非課税法人の住民税均等割の申告
- 軽自動車税の納付
- 固定資産税、都市計画税の納付
- 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。